

令和元年司法試験再現答案

公法系科目

第1問 憲法

整理番号	ランク
1	C
2	A
3	A
4	C

1第1 立法措置①について

21. 過度広汎性

3 (1) 立法措置①は、規制する虚偽の表現の対象として、「公共の利害に関する事実」と
4限定するものの、それ以外に限定を付していない（法案2条1号、6条）が、過度広汎で
5あるとして、憲法21条に反しないか。

6 (2) ア． 明らかに規制の必要がない範囲まで規制する法は、過度広汎故に憲法21条1
7項に反すると解する。なぜなら、思想の自由市場への過度の介入となり、萎縮効果が大き
8いからである。

9 イ.(ア) SNSユーザー（SNSでの表現の発信者をいう。以下、同じ。）としては、立法
10措置①のような広汎な規制では、SNSでエイプリルフールの冗談を発信することでさえ、
11規制対象となりかねない、そして、このような冗談は明らかに規制の必要のない範囲に属
12する表現である以上、立法措置①の規制は過度広汎故に憲法21条1項に反する（広島県
13暴走族条例事件）、と主張すると考えられる。

14 (イ) もっとも、当該規定について合憲限定解釈が可能であれば、明らかに規制の必要
15がない範囲に規制が及ばないといえるため、憲法21条1項に反しないといえる（広島県
16暴走族条例事件）。合憲限定解釈の可否は、平均的な一般人をして、具体的な場面におい
17て当該規定が適用されるかが読み取れるか否かにより決すべきである。

18 本件についてこれをみるに、昨今では、欧米の影響で、わが国においても、フェイク
19ニュースという言葉が一般的に知られるようになった。また、20XX年に、甲県の化学
20工場の爆発事故の際に虚偽のニュースがSNS上で流布され、飲料水を求めた住民のパニック
21を引き起こしたという事件等が起きているが、これらの事件もマスコミに取り上げられ、
22全国的に知れ渡ったと考えられる。したがって、立法措置①当時の我が国の平均的な一般
23人であれば、立法措置①の規制対象が、フェイクニュースと言い得るような虚偽表現、す

24 なわち虚偽の表現の中でも特に他人の生命等の侵害を招くような悪質性の高い表現を指す
25 と解することができ、具体的場面で法が適用されるかどうかを読み取ることは可能である。
26 したがって、合憲限定解釈が可能である。

27 合憲限定解釈がなされる以上、SNSユーザーが主張するような、エイプリルフールでの
28 冗談などは、規制対象外となるため、立法措置①は明らかに規制の必要がない範囲に属す
29 虚偽表現をも規制するものとはいえない。

30 よって、立法措置①の規制は過度広汎との理由では憲法 21 条 1 項に反しない。

312. SNSユーザーの表現の自由について

32 (1) 立法措置①は、SNSユーザーが法案 2 条 1 号、6 条の表現をする自由を制約するも
33 のである。

34 (2) ア． 本件規制は、SNSユーザーが上記の表現をすることを、事前に禁止するもので
35 あるから、事前規制である。したがって、北方ジャーナル事件の射程が本件に及び、厳格
36 な審査基準で判断されるべきである、とSNSユーザーからは主張されるであろう。

37 イ． しかし、立法措置①の規制対象は、「虚偽であることを知りながら」なされた虚偽
38 表現である。このような表現をする自己実現を尊重する必要はない。また、このような表
39 現はかえって民主政を歪めるものであり、自己統治の価値もない。さらに、このような表
40 現には自由市場も機能し難い。以上をもとにすれば、事前規制であるとしても、北方
41 ジャーナル事件の射程は本件に及ばず、厳格な審査基準を適用する必要はない。もっとも、
42 自由市場に対する国家の介入になる面がある点は否定しがたい。

43 したがって、①規制目的が重要で、②規制手段が規制目的との関係で実質的関連性を
44 有する場合には、当該表現規制は合憲となると解すべきである。

45 (3) 個別具体的検討

46 ア． SNSユーザーからは、虚偽表現が国民の混乱を招くといっても、国民の漠然とした

47不安感は重要な目的ではないとの主張が考えられる。しかし、甲県の化学工場の爆発事故
48の際の事件から分かるように、虚偽表現は多数人のパニックを招きうるものであり、パ
49ニックにより多数人の生命・身体・財産に危険が及ぶ可能性があるものである。また、わ
50が国では、関東大震災の際に「朝鮮人が井戸に毒を入れた」とのデマが広まった結果、私
51人によるリンチが発生し、実際に死者が出た歴史もある。このような事態を防ぎ、多数人
52の生命・身体・財産を保護する立法措置①の規制目的は重要である（①充足）。

53イ．　そうであるとしても、現行法上の、偽計業務妨害罪（刑法 233 条）等による規制で
54虚偽表現の上記弊害は十分に防止できるため、本件規制の必要性はない、との SNS ユー
55ザーからの主張が考えられる。しかし、上の関東大震災の例等では、偽計業務妨害罪等の
56現行法上の特定人に対する虚偽表現についての規制では規制対象とならない虚偽表現によ
57り、多数人の生命等に危険が生じる。そこで、現行法上の規制では、上記規制目的を達成
58するために不十分であるから、やはり規制の必要性はあるというべきである。

59　　なお、本件規制が上記規制目的達成に役立つことは明らかである。

60　　したがって、本件規制につき、規制手段と規制目的との実質的関連性が認められる
61（②充足）。

62（4）　よって、この点でも、立法措置①は憲法 21 条 1 項に反しない。

63第 2　立法措置②について

641.　SNS事業者の情報発信の自由について

65（1）　立法措置②は、SNS事業者 to 特定虚偽表現の削除義務を課し、削除命令に従わない
66場合には SNS 事業者 to 罰則を科す（法案 9 条、 26 条）ことで、SNS 事業者の情報発信の
67自由を制約している。

68（2）　憲法上の権利の制約性

69　憲法 21 条 1 項の「表現」とは、人の思想を発信することを指すところ、SNS 事業者が

70データである情報を発信することはこれに当たらない。もっとも、SNSユーザーの知る自
71由に寄与するものであるから、憲法 21 条 1 項の派生原理としてSNS事業者の情報発信の
72自由は保障される（博多駅事件参照）、とSNS事業者側は主張すべきである。

73 これに対し、博多駅事件は、マスコミの報道の自由を認めたにすぎず、マスコミでない
74SNS事業者の情報発信の自由にまで射程は及ばない、との国側に反論が想定される。

75 しかし、現代において、SNSはマスコミのニュースに並ぶ、国民の情報収集手段と化し
76ている。特に、法案の適用対象たるSNS事業者は、利用登録者 200 万人以上の大規模事業
77者のみである（法案 2 条 3 号）から、なおさらである。したがって、SNS事業者はマスコ
78ミに準ずるものとして、博多駅事件の射程が及び、情報発信の自由が憲法 21 条 1 項の派
79生原理として保障される。

80 (3) SNS事業者としては、立法措置②が事業者に削除義務を課す本件規制は、事前規制
81たる側面を有するから、厳格審査基準により違憲性を審査すべき（札幌税関事件）、と主
82張すると考えられる。これに対し、国側は、本件規制は表現内容に着目した規制ではなく、
83表現のもたらす害悪に着目した間接的付随的制約にすぎないとして、緩やかな審査基準が
84妥当する（猿払事件）、と反論することが考えられる。

85 検討するに、間接的付随的制約といえど、実質は表現内容規制なのであるから、単に
86間接的付随的制約であるだけで審査基準をゆるやかとすべきではなく、個別具体的に当該
87表現の自由の保障強度を検討する必要がある。もっとも、立法措置①において述べたよう
88に、法案の適用対象たる虚偽表現は、虚偽であることを知りながらなされた虚偽表現であ
89るから、このような表現の自由には、自己実現・自己統治の価値は乏しい。したがって、
90結局、本件には札幌税関事件の射程は及ばず、①規制目的が重要で、②規制手段が目的と
91実質的関連性があれば、規制は合憲と解すべきである。

92 (4) ア． 本件規制は選挙の公正を規制目的とするところ、この目的は抽象的であり、重

116 (4) よって、この点でも合憲である。

第1 法6条は、国民の表現の自由（21条1項）を不当に侵害し、違憲か。

1 公共の利害に関する事実についての、表現行為は、国政に寄与するものであり、民主主義の根幹をなすことから、憲法上特に重要権利として保障される（掘越事件）。

これに対して、虚偽表現は、せんだう表現のように憲法上の保護に値しないとの反論がありうる。確かに、虚偽表現は、国政に資するような価値を持つものとはいえないが、虚偽表現であっても、個人の人格形成に寄与する側面があることは否定できず、自己実現の価値を有するといふべきであるから、憲法上保障されるものと解する。

法6条は、これを禁止し、制限するものである。

2 この制限が、憲法上是認されるか否かは、一定の目的のために制限が必要とされる程度、制限される自由の内容・性質、制限の具体的な態様・程度等を比較考量して、決する。

3 本件では、自己実現の価値を有する表現行為が、刑罰をもって（法25条）禁止されることから、制限の目的が重要であり、制限が必要最低限でなければならない。

制限の目的は、法1条によれば、虚偽の表現により社会的混乱が生じることを防止することであり、重要といえる。

しかしながら、制限がそもそも必要とは言えない。なぜならば、立法事実として、虚偽のニュースにより実際に大きな混乱を招いたとの事実があるものの、国民はこれにより学習し、虚偽の表現かどうかを吟味することができるといえ、また大きな混乱が起こる蓋然性はない。虚偽の表現は、わいせつ表現とは異なり、思想の自由市場に任せておいても大丈夫な表現である。

よって、制限の必要性にかけ、法6条は21条1項に反し違憲である。

4 また、法6条は、明確性の観点からも問題がある。徳島市公安条例事件、札幌税関事件の明確性の基準に照らし、虚偽の事実（法2条1号）が客観的に真実でない場合なのか、主観的に真実ではないと思っていた場合なのか、曖昧である。

よって、この点でも、21条1項に反し、違憲である。

第2 法9条は、国民の表現の自由を不当に侵害し、違憲か。

1 法9条は、SNS事業者は、特定虚偽表現の削除を義務づけるものである。当該削除は、表現行為の事前抑制であると考えられる。そして、事前抑制は、制限の範囲が広範になりやすく、恣意が介在する可能性があるから、厳格かつ明確な基準によって、合憲性を判断すべきである。

これに対しては、表現が一度SNS上に出ている以上、事前抑制ではないとの反論、及び、フェイクニュース規制委員会により判断されるから、恣意が介在する余地はなく、厳格かつ明確な基準による必要がないとの反論がありうる。

しかし、一度、表現行為が表に出たとしても、すぐに削除されれば、公の批判の機会にさらされることがないのであるから、事前抑制といふべきであるし、北方ジャーナル事件では、裁判所による差止の場合も恣意が介在する恐れがあると解されたため、反論には理由がない。

2 よって、法9条は、違憲である。

第3 法20条は、31条に反し、違憲か。

1 法9条2項の命令は、不利益処分であるにもかかわらず、行政手続法の適用が排除されている。告知聴聞等が必要となるのではないか。

第三者所有物没収事件は、31条が刑事手続きの法定のみならず、適正手続きを求めていることを判示し、成田新法事件では、行政手続きについても31条の適用可能性があることを判示した。

もっとも、刑事手続と行政手続は、おのずから異なり、行政手続の種類も多様であるから、行政手続において、告知聴聞・弁解・防御の機会が必要か否かは、個別具体的に判断される。

2 法9条2項は、選挙運動の期間及び、選挙の当日に削除を求めるものであり、時間的な制約がある。そのため、迅速な対応をする必要がある。さらに、事後的に、国家賠償訴訟を提起することなどもできる。よって、告知聴聞等は必ずしも要求されないと考える。

よって、法20条は、合憲である。

第4 法13条は、17条に反し、違憲か。

1 9条2項に関する場合において、SNS業者は「公務員」に準ずるものであり、その無答責を定めることは、憲法17条に反する。

よって、法13条は、17条に反し、違憲である。

以上

公法系科目第1問（憲法）

第1．立法措置①について

立法措置①について、フェイク・ニュース規制法（以下「法」とする）第6条は、SNSで虚偽表現をする自由を侵害し、憲法21条1項に反し違憲とならないか。

1．まず、虚偽表現は同項で保障されるか。

この点、SNSでの虚偽表現は、大きな混乱を招く等社会的な悪影響が強く、そのような低価値表現は同項では保障されないとの考えがある。かかる立場からは、ヘイトスピーチが在日外国人の人権を侵害するものであり、同項で保障されないとされた裁判例や、破壊活動防止法の煽動的表現は公共の福祉の観点から同項で保障されないとした判例に照らせば、虚偽表現も社会に重大な被害を及ぼし得る点で共通するから、同項で保障されるべきではないと主張することが考えられる。

しかし、ヘイトスピーチであれ、煽動的表現であれ、表現行為である以上慎重に判断すべきであるため、一旦保障範囲に含めるべきであり、後者の判例のように抽象的な公共の福祉論をもって表現行為の規制を認めるべきではない。

したがって、虚偽表現も同項で保障すべきである。

2．法第6条の虚偽表現に該当するものは、法第25条により罰則が科せられることになるから、表現行為につき萎縮効果があるため、上記自由の制約も認められる。

3．では、法6条は、「公共の利害に関する事実について」という抽象的な文言をもって表現行為を規制しているため、明確性の原則に反し、制約が形式的に正当化されず、違憲無効とならないか。

この点、表現行為を曖昧な要件をもって制約することは、行政の恣意によって表現が思想市場に出ることが阻止されたり、萎縮効果が生じることから、明確性を欠く規制は違憲となる。そして、明確性の原則に反するかは、通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に、その適用を受けるかどうかの判断を可能ならしめる程度に具体的かどうかで判断する。

本件では、具体的場面で表現行為が「公共の利害に関する事実について」のものかの判断を、通常の判断能力を有する一般人が判断可能とはいえないので、違憲となり得る。

4．また、虚偽表現は、法2条で「虚偽の事実を、真実であるものとして適示する表現」と定義されているが、虚偽の軽重を問わずあらゆる虚偽表現を規制し得るものとなっている。そのため、本来処罰に値しない程度の軽微な虚偽表現をも規制対象に含まれる点で、過度広汎故に無効の法理が妥当し得る。ただし、同法理に違反し無効になるか否かは実質的正当化の判断も考慮して決せられるべきである（広島県暴走族排除条例事件判決と同旨）。

5．仮に形式的正当化が認められたとしても、法6条等は実質的に正当化されるか。違憲審査基準が問題となる。

（1）まず、一般的に表現の自由は、表現行為を通じて自己の人格を形成する自己実現の

価値及び表現活動により民主制の過程に貢献する自己統治の価値があり、重要な権利である。しかし、虚偽表現は、社会的に悪影響を及ぼすものであるし、国民に正しい情報を与えない点で民主制の過程に障害を来すものであるから、重要性が低いといえる。

もっとも、本件規制は虚偽表現という内容に着目して規制される内容規制であるから、泉佐野市民会館事件判決のように明白かつ現在の危険の基準という厳格な基準を採用すべきであると反論が考えられる。しかし、表現が虚偽か否かは客観的に定まるものであり、国家が恣意的に特定の表現を排除するという内容規制の弊害は強くないといえるため、そのような反論は認められない。

しかし、内容規制の側面があることは否めないし、罰則も定められていることから、規制の態様は強度であるといえる。

そこで、やや厳格な基準、すなわち、①規制目的が重要で、②目的と手段との間に実質的関連性が認められる場合に限り、合憲となると考える。

(2) ①について検討するに、法 6 条が SNS での虚偽表現を規制する目的は、虚偽表現によって、社会が混乱することを防止することにある。実際、甲県の化学工場の爆発事故の後に虚偽の情報が SNS で拡散し、大きな混乱を招いたということが立法事実として存在する。このような規制目的は人々の経済活動や生活を保障するものであり重要な目的であるといえる。

次に、②について検討するに、法 6 条は、虚偽の軽重を問わずあらゆる虚偽表現を規制し得るものとなっており、本来処罰に値しない程度の軽微な虚偽表現をも規制対象に含まれるが、大きな混乱を招くほどの重大な虚偽といえるもののみを規制することで上記目的を達成することができるので、過度な規制であるといえる。したがって、目的との間で実質的関連性が認められないので、法 6 条は違憲である。

第 2. 立法措置②について

1. 憲法 21 条 1 項について

立法措置②につき、SNS 業者に虚偽表現の削除を命ずる法 9 条及びこれに違反してなされる罰則を規定する法 26 条は、SNS で虚偽表現をする自由を侵害し、憲法 21 条 1 項に反し、違憲とならないか。

(1) まず、同自由は、第 1 の 1 で記載の通り、表現の自由として同項で保障される。

(2) 次に、虚偽表現が明白である場合や選挙の公正が著しく害される場合は、規制委員会が SNS 事業者に削除を命じ、これに従わなければ罰則が科されることになることから、そのような表現がなされた場合は確実に表現が削除されるといえるので、表現に対する制約が認められる。

(3) では、上記制約は正当化されないか。違憲審査基準が問題となる。

ア. この点、選挙に関する表現の自由は、上記一般的な表現の自由と比較して特に自己統治の価値が強いという点で重要である。もっとも、虚偽の表現であるから、表現の自由の

重要性は大きくない。

また、選挙期間中の個別訪問禁止の合憲性を認めた判例によれば、選挙活動の一環としての表現行為も緩やかな基準で判断すべきであると考えられる。しかし、上記の通り、選挙に関する表現の自由は特に重要であることに鑑みれば、選挙に対する影響が大きいことをもって緩やかな基準を採用した同判決の考え方は妥当ではなく、採用すべきでない。

さらに、規制の態様は、表現者に罰則が科せられるわけではないから、それほど強い制約とはいえない。

そこで、やや厳格な基準で判断すべきであり、①規制目的が重要で、②目的と手段との間に実質的関連性が認められる場合に限り、合憲となると考える。

イ. ①について、規制の目的は選挙の公正を守る点にあり、重要な目的であるといえる。

②についてみるに、規制されるのが、選挙期間中に限られ、虚偽表現であることが明白である場合や選挙の公正が著しく害されるおそれがあることが明白といったように規制対象も限定されている。また、業者に削除を命ずる委員会は公正な組織編制がされているし、当該委員会が直ちに削除するのではなく、業者に削除を命ずるという段階的な方法を採用している点でも非制限的である。したがって、目的と手段との間に実質的関連性が認められるので、違憲とはならない。

2. 憲法 31 条について

法 20 条は、違反すると罰則が科される法 9 条 2 項の業者に対する削除命令につき行政手続法の第 3 章の規定の適用を除外している。同規定は、刑罰を科すには告知聴聞を行わなければならないとする憲法 31 条に反し、違憲とならないか。

この点、上記削除命令は行政手続であるが、行政手続であっても同条の適用は排除すべきではない。もっとも、行政手続は多種多様であるため、あらゆる行政手続につき同条の適用をするとすべきではない。そこで、同条に違反するかは、当該処分により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、処分により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合考慮して判断する（成田新法事件判決に同旨）。

これを本件についてみるに、制限をうける権利は、表現者の SNS での表現の自由であるが、虚偽表現が明白であるもの等に限られるので、要保護性は通常の表現に比して低いものである。一方、処分により保護する公益は選挙の公正と重要なものであり、拡散力の強い SNS で虚偽表現がなされれば選挙の公正が害されるおそれがあるため、緊急性も認められる。

したがって、告知・聴聞なしに上記処分をしても違憲とはいえず、法 20 条は憲法 31 条に反しない。

第1 第6条について

- 1 法案（以下「案」とする）6条は、虚偽の表現を流布することに対して、刑罰を科しています。これは、表現の自由を制約するものとして、憲法21条1項との関係で問題となりえます。表現の自由は、自己統治、自己実現に資するものとして、憲法に適合するかは、特に慎重に判断されなければなりません。

これに対して、本件が問題とするフェイク・ニュースは、その内容が虚偽であることから、真実に反する表現が流通する場合、思想の自由市場が適切に機能せず、保護の基礎を欠くという反論があるかもしれません。

しかし、思想の自由市場は、そもそも虚偽の表現が含まれていることさえも前提として、市場を形成していると考えべきであり、フェイク・ニュースにより思想の自由市場が適切に機能しない、という反論は受け入れられません。

そのため、憲法適合性については慎重に判断されるべきです。

- 2 「公共の利害に関する事実について、虚偽であることを知りながら」について

この部分は、公共の利害に関する事実について、何ら限定を付しておらず、虚偽であることを相当な根拠に基づいて信じた場合にも、処罰がなされうる点で問題があると考えます。

これについて、刑法230条の2に関する判例を参照すれば、そのような場合も処罰を免れることができることは明らかであるから、現状のままで問題はないとの反論はありうるかもしれません。

しかし、萎縮効果防止の観点から、現段階で変更が可能である以上、上記のように変更すべきでしょう。

- 3 「虚偽表現を流布し」について

虚偽表現は、案2条1号で定義されていますが、この定義によると、社会的混乱が生じる虚偽表現のみならず、すべての虚偽表現がその対象となりうることから、過度広汎な規制になる恐れがあります。案6条違反は刑罰規定も設けられていることから（案25条）、萎縮効果防止の要請が強く働きます。同号の定義は、社会的混乱が生じる虚偽表現のうち保護すべきものに限定すべきです。

これに対しては、目的規定を参照すれば、2条1号の「虚偽表現」とは、社会的混乱が生じる虚偽表現に限られることが明らかであり、過度広汎性の問題はないとの反論がありうるかもしれません。

しかし、目的規定からそのように解釈できるかもしれませんし、そのように解釈して条例を広汎な定義規定を救済した判例もあります。もっとも、かかる判例は、不明確な文言が使用された条例について、例外的に救済した判例であり、一般的に考えるべきではありません。現在は、法令の検討段階である以上、限定的に考えるべきでしょう。

虚偽表現の定義については、表現の自由の重要性とフェイク・ニュースから生じる

害悪とを比較考量した上で、表現の自由への制約が最小限となる定義とすべきでしょう。

4 刑罰規定について

案6条違反には、刑罰規定が設けられていますが、これは立法裁量の範囲内といえ、問題とはならないでしょう。

確かに、刑罰よりもより制限的でない手段を採りうるのではないか、という反論はありえます。

もっとも、刑罰でなければ対応できない事態はありえます。また、案25条は、30万円以下の罰金としており、これは、特別法の関係にある刑法（230条、233条）や公職選挙法（235条、235条の2第1号、148条1項ただし書）よりも軽い罰となっています。特別法より一般法が軽い規定となっている以上、刑罰規定を設けること自体は、立法裁量の範囲内と考えます。

第2 第9条について

- 1 案9条は、選挙期間中及び選挙の当日に、SNS上の虚偽表現（同条1項1号、2号）を削除することにより、SNS使用者の表現の自由、SNS事業者の表現の場を提供する自由（憲法21条1項）、SNS事業者が当該表現を削除する必要があること、これに対応する必要があることから、SNS事業者の職業遂行の自由（憲法22条1項）の問題となることが考えられます。もっとも、3つ目の点については、それほど問題にならないと考えます。なぜなら、9条1項によれば、SNS事業者は削除義務を負うものの、自ら検索する義務までは課されておらず、フェイク・ニュース規制委員会によって、命令があった場合にこれを削除すれば足りること、またこの命令に従って削除した場合は、免責規定（案13条）があることから、SNS事業者に過度の負担を強いることにはならないと考えるからです。そのため、以下では、表現の自由（21条1項）の問題に絞って検討することにします。

- 2 案9条は、表現の自由のうち、最も保護されるべき政治的表現を制限します。政治的表現は、それが持つ自己統治・自己実現の価値から、その制限にあたっては、慎重な検討が必要です。

これに対して、案9条は、特定虚偽表現の持つ選挙の公正を害するという効果を問題にした間接的付随的規制に過ぎない（反論①）、選挙活動における表現方法の制約に過ぎず、戸別訪問事件に照らせば、その制限の許容性は緩やかに判断すべきである（反論②）、同条は、選挙活動の方法の制限に過ぎないから、いわゆる選挙ルール論に照らせば、9条の制限は許容される（反論③）、9条は、SNS上の表現を制約するにすぎず、他の表現は許されるから、制約の程度は低い（反論④）、との反論が考えられます。

まず、判例が間接的付随的制約と考える場合、比較考量の結果が明確な場合に限られるのであり、本件のように憲法適合性が疑わしい場合には、間接的付随的制約であ

ることにより、緩やかに適合性が認められるという反論①は認められません。

戸別訪問事件で、合憲であるとされたのは、戸別訪問により、選挙が感情に流されやすくなる、不正の温床になりうる、被訪問者が煩わしいといった弊害があることが理由です。一方、SNSにおいては、上記のような弊害が生じるとは言えません。そのため、戸別訪問事件の射程は本件に及ばないと考えます。

また、いわゆる選挙ルール論は、補足意見で指摘されたことがある理論ですが、判例において明示的に採用されたわけでは無く、反論として成り立ちうるかに疑問があります。また、仮に選挙ルール論が妥当するとしても、9条1項の規制は、特定のSNS事業者のみを対象とするものであり（案2条3号）、すべての事業者を対象とするものではありません。そのため、選挙ルール論が妥当する基礎を欠くと考えます。反論③も妥当ではありません。

反論④については、現在の社会において、SNSに代替し得る流通経路が存在するといえるのかに疑問があります。そのような代替経路が存在するといえない以上は、制約が緩やかであるとの反論は認められません。

以上より、案9条の憲法適合性についても厳格に判断されるべきです。

- 3 また、案9条が、フェイク・ニュース規制委員会によるSNS事業者を通した検閲（憲法21条2項）に該当するのではないかと、という疑問もありますが、これは認められないでしょう。案9条1項が、SNS上で一度表現された表現の削除を定めています。判例による「検閲」の定義からすると、これが「検閲」に当たるとまでは言えないと考えます。

4 15条について

フェイク・ニュース規制委員会は、中立性が求められる組織であるところ、15条6項は、憲法78条、憲法55条の趣旨に照らして、妥当ではないでしょう。罷免については、同じく独立行政委員会である公正取引委員会と同様の規定（独占禁止法31条）を置くべきでしょう。

- 5 このほか案20条の規定は、憲法31条との関係で問題となり得ます。

- 6 以上に加えて、全体的に表現の自由の重要性に鑑み、制限する内容を厳格に制限する必要があるでしょう。

以上